

旭川医科大学生涯教育検討委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学生涯教育検討委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学生涯教育検討委員会規程（平成16年旭医大達第19号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
(1) 学長が指名する副学長	(1) 学長が指名する副学長
(2) 一般教育の教授のうちから 1人	(2) 一般教育の教授のうちから 1人
(3) 基礎医学の教授のうちから 1人	(3) 基礎医学の教授のうちから 1人
(4) 臨床医学の教授のうちから 1人	(4) 臨床医学の教授のうちから 1人
(5) 看護学科の教授のうちから 1人	(5) 看護学科の教授のうちから 1人
(6) 看護部長	(6) 看護部長
(7) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u>	(7) <u>総務部長</u>
(8) <u>事務局次長（病院担当）</u>	(8) <u>病院事務部長</u>
(削除)	(9) <u>教務部長</u>
(9) その他委員長が必要と認めた者 若干人	(10) その他委員長が必要と認めた者 若干人
2 前項第2号から第5号まで及び第 <u>9</u> 号の委員は、学長が委嘱する。	2 前項第2号から第5号まで及び第 <u>10</u> 号の委員は、学長が委嘱する。
(任期)	(任期)
第4条 第3条第1項第2号から第5号まで及び第 <u>9</u> 号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	第4条 第3条第1項第2号から第5号まで及び第 <u>10</u> 号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(略)	(略)

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の旭川医科大学学生
涯教育検討委員会規程は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。